

差止請求書

2024（令和6）年3月4日

〒150-0013

東京都渋谷区恵比寿1-15-9 シルク恵比寿403

株式会社オアシス 御中

〒320-0024

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山口 益弘

TEL/FAX 028-678-8000

Eメール cont@tochigilink.org

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

当法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として、本差止請求書を送付いたします。本書面が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後には、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求書に対し、本書面到達後1か月以内に文書にて貴社のご対応をご回答ください。

本差止請求書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基

づき、当法人において公表させて頂く可能性があることを申し添えます。

第1 最低利用期間内の解約について、初期設定費用（9900円）全額の支払いを求める利用規約

1 請求の要旨

貴社の使用する利用規約中の下記条項について、削除を求めます。

記

「初心者アフィリエイター応援プラン」の最低利用期間は、利用開始日から一年間（12ヶ月）が経過する日の属する月の末日までとします。最低利用期間内の解約については、プラン特典適用外となり初期設定費用（9900円）を全額お支払いただく必要があります。

2 紛争の要点

貴社は、利用規約において、「初心者アフィリエイター応援プラン」の最低利用期間は、利用開始日から1年間（12ヶ月）が経過する日の属する月の末日までとし、当該期間内の解約をするときには、初期設定費用（9900円）を請求することができるとしています（以下「本件規約」といいます。）。

本件規約は、当該期間内に解約をすると一律9万9000円の支払義務を課すものとし、実質的に違約金を定めるものです。

消費者契約法9条1項1号は、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるものについては、当該平均的な損害を超える部分については無効としています。

したがって、解約の時期を問わず違約金を一律9万9000円と定める本件

規約は、「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える」部分を含むものといえます。

3 結語

よって、当法人は、貴社に対し、本件規約が消費者契約法9条1項1号により無効であるため、削除することを求めます。

第2 貴社のウェブサイト (<https://oassisserver.net/>) の表示

1 請求の要旨

貴社のウェブサイト (<https://oassisserver.net/>) の下記の表示について削除を求めます。

記



初心者アフェリエイター応援キャンペーン

通常：99,000円 ▶ 初期費用0円 60秒で自分だけのサイトが完成

月額 9800円

2 紛争の要点

(1) 不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）では、「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる」表示をしてはならないと規定しています（第5条2号）。

(2) 貴社は、現在、ウェブサイト (<https://oassisserver.net/>) において、「初心者アフェリエイター応援キャンペーン」に関し、「通常：99,000円

▶初期費用0円60秒で自分だけのサイトが完成」「月額980円」と表示しています（以下、「本件表示」といいます。）。しかし、本件表示からは、本件規約で定められた最低利用期間が設定されていること、同期間中に解約をしたときには違約金が発生することが読み取れません。

したがって、本件表示は、レンタルサーバーの取引条件について、本件規約により定められた実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められうるものです。

よって、本件表示は、景品表示法第5条2号に違反する表示といえます。

3 結語

当法人は、このような表示が、現在、貴社のウェブサイトを通じて不特定かつ多数の一般消費者に対してなされていることから、貴社に対し、景品表示法30条1項2項に基づき、本件表示の削除を求めます。

（訴えを提起する予定の裁判所）

宇都宮地方裁判所